

**【表紙】**

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月24日
【報告者の名称】	株式会社アーク
【報告者の所在地】	大阪府中央区南本町二丁目2番9号
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区南本町二丁目2番9号
【電話番号】	06(6260)1801(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 吉田 正明
【縦覧に供する場所】	株式会社アーク (大阪府中央区南本町二丁目2番9号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 O P I ・ 1 1 株式会社  
所在地 東京都港区浜松町二丁目4番1号

## 2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 優先株式

A種優先株式(注1)

B種優先株式(注2)

C種優先株式(注3)(以下A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を総称して「本優先株式」といいます。)

(注1) A種優先株式は、1単元の株式数を100株として株主総会における議決権を有します。A種優先株式については、本書提出日現在、株式会社地域経済活性化支援機構(以下「支援機構」といいます。 )がその全て(150,000,000株)を保有しておりますが、本公開買付届出書(下記「3.当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由(1)本公開買付けに関する意見の内容」にて定義します。以下同じです。 )によれば、支援機構は、本応募契約(下記「3.当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由 本公開買付けの概要」にて定義します。 )において、A種優先株式のうち50,000,000株(以下「応募予定A種優先株式」といいます。 )については、平成26年8月(ただし、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。 )満了日まで)にA種優先株式1株につき当社の普通株式(以下「当社普通株式」といいます。 )4株の交付を請求できる取得請求権(以下「A種優先株式普通株式対価取得請求権」といいます。 )を行使し、これにより交付される当社普通株式200,000,000株(以下「A種優先株式転換後応募予定普通株式」といいます。 )を本公開買付けに応募し、A種優先株式のうち100,000,000株(以下「非応募A種優先株式」といいます。 )については、本公開買付けには応募しないものとし、本公開買付けが成立したことを前提条件として、本公開買付け終了後遅滞なく、金銭を対価とする取得請求権(以下「金銭対価取得請求権」といいます。 )を行使し当社に取得させることを合意しているとのことです。なお、支援機構による金銭対価取得請求権の行使の結果、当社において約60億円の支出が生じますが、当社としては、かかる支出は、当社の事業に重大な影響を与えるものではないと考えております。

(注2) B種優先株式は、株主総会における議決権はありません。B種優先株式には、B種優先株式1株につき当社普通株式3株の交付を請求できる取得請求権(以下「B種優先株式普通株式対価取得請求権」といいます。ただし、B種優先株式普通株式対価取得請求権は、平成28年8月25日以降においてのみ行使できるものとされております。 )が付されています。

(注3) C種優先株式は、株主総会における議決権はありません。C種優先株式については、本書提出日現在、支援機構がその全て(23,518,613株)を保有しておりますが、本公開買付届出書によれば、支援機構は、本応募契約において、全てのC種優先株式について、平成26年8月(ただし、公開買付期間満了日まで)にC種優先株式1株につき当社普通株式3株の交付を請求できる取得請求権(以下「C種優先株式普通株式対価取得請求権」といいます。 )を行使し、これにより交付される当社普通株式70,555,839株(以下「C種優先株式転換後応募予定普通株式」といいます。 )を本公開買付けに応募することを合意しているとのことです。なお、C種優先株式は全て当社が取得することになりますので、C種優先株式は実質的に本公開買付けの対象とはなっていないとのことです。

### 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

#### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成26年6月23日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式及び本優先株式に対する公開買付けについて、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、賛同の意見を表明すること、及び、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置、本公開買付けの公正性を担保するための措置 当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載された方法によりなされております。

なお、公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社普通株式の上場廃止を企図していないとのことです。従って、本公開買付けの結果、万一、当社普通株式が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が定める上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に抵触するおそれが生じた場合、公開買付者と当社との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、当社普通株式の上場が引き続き維持されるよう、合意された方策を実行することとのことです。

本公開買付けの内容の詳細につきましては、本公開買付けの開始日に公開買付者から提出される公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）をご参照ください。

#### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

##### 本公開買付けの概要

本公開買付届出書によれば、公開買付者は、当社への投資を事業目的に平成26年5月に設立された株式会社とのことです。

公開買付者の発行済全株式は、オリックス・プリンシパル・インベストメンツ株式会社を業務執行組合員とし、オリックス株式会社（以下「オリックス」といいます。）を組合員とするO P I 2002投資事業組合（以下「オリックス投資事業組合」といいます。）が保有しているとのことです。

オリックス投資事業組合は、平成14年に設立した民法上の組合とのことです。近年では、株式会社河内屋、株式会社キンレイ（現株式会社K Rフードサービス）、旭ファイバーグラス株式会社、1 s tホールディングス株式会社（現ウイングアーク1 s t株式会社）及び株式会社ネットジャパン等へのエクイティ投資を行っており、投資先企業に対して、オリックス投資事業組合を通じて提供可能なオリックスグループが持つ専門性や事業プラットフォームを活用し、既存事業の更なる向上や高度な経営体制の確立等、企業価値向上に向けた様々な施策の立案・実行のサポートを行っているとのことです。

本公開買付届出書によれば、今般、公開買付者は、支援機構が保有する応募予定A種優先株式50,000,000株に係るA種優先株式普通株式対価取得請求権及びC種優先株式23,518,613株に係るC種優先株式普通株式対価取得請求権を行使することにより交付されるA種優先株式転換後応募予定普通株式（200,000,000株）及びC種優先株式転換後応募予定普通株式（70,555,839株）の合計株式数270,555,839株（以下「A種優先株式転換後応募予定普通株式」及び「C種優先株式転換後応募予定普通株式」を合わせて「応募予定普通株式」（270,555,839株）と総称します。）を取得し、当社の企業価値向上に向けた支援体制を構築することを目的として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。公開買付者が、応募予定普通株式を取得した場合に保有する議決権割合（注）は81.03%となる予定とのことです。

（注） 本書における議決権割合は、本公開買付け成立後に予定される状況における議決権を想定して計算しております。具体的には、非応募A種優先株式は当社に取得される予定であり、また、B種優先株式には議決権がないことを考慮し、当社が平成26年2月7日に提出した第46期第3四半期報告書（以下「当社平成26年3月期第3四半期報告書」といいます。）に記載された平成25年12月31日現在の発行済普通株式（68,101,592株）から、当社が平成26年2月7日に公表した平成26年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「当社平成26年3月期第3四半期決算短信」といいます。）に記載された平成25年12月31日現在の当社が保有する自己株式（4,743,866株）を控除した当社普通株式（63,357,726株）に、応募予定普通株式（270,555,839株）を加算した数（333,913,565株）を分母として算出するものとし、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。

本公開買付届出書によれば、本公開買付けに際して、公開買付者は、オリックスとともに、支援機構との間で、平成26年6月23日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、支援機構がその保有する応募予定A種優先株式50,000,000株に係るA種優先株式普通株式対価取得請求権及びC種優先株式23,518,613株に係るC種優先株式普通株式対価取得請求権を行使し、A種優先株式転換後応募予定普通株式（200,000,000株）及びC種優先株式転換後応募予定普通株式（70,555,839株）を取得すること、応募予定普通株式（270,555,839株）について本公開買付けに応募すること及び非応募A種優先株式（100,000,000株）については本公開買付けに応募しないものとし、本公開買付け終了後遅滞なく、本公開買付けが成立したことを前提条件として、支援機構が当社に対して金銭対価取得請求権を行使し、全ての非応募A種優先株式を当社に取得させ

ることを合意しているとのことです。本応募契約の概要については下記「(7) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

なお、本公開買付けにおいては、応募予定普通株式の数(270,555,839株、議決権割合:81.03%)を買付予定数の下限に設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです(なお、A種優先株式にはA種優先株式普通株式対価取得請求権が、B種優先株式にはB種優先株式普通株式対価取得請求権が、C種優先株式にはC種優先株式普通株式対価取得請求権がそれぞれ付されているため、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、A種優先株式1株を当社普通株式4株と、B種及びC種優先株式1株をそれぞれ当社普通株式3株とみなして応募株券等の総数を計算します。)。一方、公開買付者が応募予定普通株式を取得する場合は、取得後の株券等所有割合が3分の1を超えることから、法の規定(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。))第27条の2第1項第2号)に従い公開買付けによる必要があり、また、取得後の株券等所有割合が3分の2を超えることから、法令の規定(法第27条の13第4項、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。))第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号)に従い、買付予定数の上限を設けることができず、応募予定普通株式以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があるとのことです。本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。本公開買付けは応募予定普通株式を取得することを目的とするものであり、当社普通株式の上場廃止を企図するものではないとのことです。

本公開買付けの実施を決定するに至った背景等、本公開買付けに係る意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

(a) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景等

当社は、工業用デザインモデル分野における最高水準の技術力を背景に、日本の基幹産業である自動車業界及び電機業界の開発活動を長年に亘り支えてまいりました。また、工業用デザインモデル事業(開発支援事業)を軸として、工業用製品の新製品開発における上流から下流までの一連の工程である、企画、デザイン、設計、試作モデル、金型、成形加工及び組立工程に至るまでのワンストップサービスを提供する事業(フルラインネットワーク)を全世界規模で展開することを目指し、平成12年以降、積極的なM&A展開により事業規模を急拡大させました。その結果、平成12年3月期には連結売上高139億円、連結子会社7社の規模から、平成19年3月期には連結子会社180社の規模になり、平成20年3月期には連結売上高3,833億円まで拡大を果しました。

しかしながら、M&Aによる急速な事業拡大に伴う連結経営管理体制が整備されない状況において世界経済の後退局面に直面したことで、当初企図したシナジー創出に至らないばかりか、業績不振企業への対応も大幅に遅れ、当社グループ全体の収益力は低下の一途を辿り、M&A資金の調達のため増加した有利子負債(平成20年3月期末時点における総額は1,501億円)も、収益力の低下に伴い、重荷となりました。

これを受け、当社は平成21年7月に中期経営計画「ARRK24」を策定し、従来の当社グループ各社の自主性を尊重した経営体制を改め、当社グループ各社の経営管理を更に強化した体制(連結経営)を構築することに方針を転換しました。当社は、かかる方針転換に伴い、業績不振となった子会社及び非コア事業の子会社の整理を進め、その結果、ピーク時には180社に上った連結子会社数は、平成23年3月末までに67社に整理され、これに伴い当社グループの有利子負債もピーク時の約半分にまで削減されました。

しかしながら、上記の子会社売却に伴う損失、業績悪化に伴う減損損失、事業構造改善費用の計上等を余儀なくされ、当社グループの自己資本は大きく毀損する結果となり、平成22年12月末には、連結自己資本比率は2.7%にまで低下したことに加え、収益力に見合う程度に有利子負債を圧縮することもできませんでした。また、平成22年4月以降、当社をはじめ子会社数社においては、一部の取引先金融機関の協力を得て元本返済の猶予を得ている状況となり、さらなる資本の毀損を伴う抜本的な改革を行うことができない事態に陥っております。

かかる事態を打開するため、当社グループは、平成21年7月以降、外部からの資本の受け入れを含む財務基盤の強化を検討し、あらゆる選択肢を検討する中で、支援機構(当時の商号は株式会社企業再生支援機構)の再生支援を受けることが最善であると判断し、平成23年3月31日付で支援機構に対して事業再生計画(以下「本事業再生計画」といいます。))に対する支援の申込みを行い、同日、支援決定の通知を受けました。

その後、本事業再生計画に基づき、支援機構、株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。))及び株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「三菱東京UFJ銀行」といいます。))に対して第三者割当増資を行い(当社は平成23年8月25日を払込期日として、支援機構に対して、A種優先株式150,000,000株を、1株当たり60円(払込総額9,000,000,000円)で割り当てるとともに、デット・エクイティ・スワップとして、みずほ銀行が当社に対して有する貸付債権5,357,195,085円を現物出資財産としてB種優先株式12,315,391株を、三菱東京UFJ銀行が当社に対して有する貸付債権4,954,183,680円を現物出資財産としてB種優先株式11,388,928株を各々割り当て、支援機構が当社に対して有する貸付債権10,230,596,655円を現物出資財産としてC種優先株式23,518,613株を支援機構に割り当てました。一連の第三者割当増資後に支援機構が有する当社議決権数の総議決権数に対する割合は70.31%となりました。)、財務基盤及び信用力の強化を図りました。

また、支援機構より経営人材の派遣を仰ぎ、支援機構への再生支援申込みにあたって策定した平成26年3月末までの3カ年にわたる本事業再生計画に基づき、世界4極（日本・アジア・欧州・北米）（平成25年度より世界5極、日本、北米、中国、ASEAN及び欧州）における輸送機器及び民生機器業界の新製品開発を支援することを目的として、当社グループの競争優位性を最大限活かせるように、選択と集中の徹底を図り、経営管理体制の強化を進めてまいりました。具体的には、当社は開発支援事業に関する各種ノウハウを中核能力と位置付け、コア事業として維持強化を図る一方、金型事業及び量産事業については、開発支援事業とのシナジー効果が限定的であることから、非コア事業と位置付け、子会社売却により適正な利益獲得を図ることができる規模に縮小してまいりました。なお、これまでの金型事業及び量産事業の子会社売却により、当社の連結子会社数は平成26年3月末までに21社に整理されております。加えて、コア事業である開発支援事業に経営資源を集中できる事業構造に再構築するため、平成26年4月1日付で、従来の企業集団のあり方を見直し、事業領域別に、オートモーティブ事業、コンシューマー事業及びエンジニアリング事業に再編するとともに、生産機能のグループ間連携を推進すべく生産本部を新設いたしました。これにより連結経営管理体制を強化するとともに事業別の採算管理及びコスト管理を徹底し、事業戦略推進を迅速化することで、一層の収益体質の強化を目指してまいります。

上記のような施策の結果、平成26年3月期末における当社の連結有利子負債総額は1,028百万円に減少し、連結純資産額は32,107百万円、連結自己資本比率は69.2%に改善しました。また、当社の平成26年3月期連結累計期間における売上高は51,654百万円（前年同期比36.8%減（子会社売却影響を除く実質ベースでは同22.1%増））、営業利益は3,124百万円（前年同期比23.7%減（子会社売却影響を除く実質ベースでは同34.9%増））、経常利益は4,159百万円（前年同期比6.7%増）、当期純利益は8,531百万円（前年同期当期純利益 805百万円）となるなど、順調な業績回復を果たしております。

#### (b) 公開買付者における意思決定に至る過程

本公開買付届出書によれば、支援機構は、当社の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、更なる成長を支援する担い手を探すことに着手したとのことです。かかる状況を背景に、オリックスは、平成26年1月中旬に、支援機構が保有する当社の株式の処分等に係る入札プロセス（以下「本プロセス」といいます。）への参加を支援機構より打診されたところ、当社の成長可能性に関心を持ち、オリックス投資事業組合によるエクイティ投資として、当社の株式の取得に関する検討を開始したとのことです。

オリックスは、昭和39年にリース事業を開始して以来、国内外において数々のM&A手法も用いながら隣接分野に進出し事業領域を拡大しているとのことです。オリックスグループは、常に新しいビジネスを追求し、先進的な金融商品・サービスを法人並びに個人のお客さまに提供しているとのことで、また、M&A投資においては、戦略投資に加えて、エクイティ投資としてのM&Aにも幅広く取り組んでいるとのことです。オリックスは、絶えず市場の要請を先取りし、先進的・国際的な金融サービス事業を通じて、新しい価値と環境の創造を目指し、社会に貢献することを企業理念としており、エクイティ投資を行うオリックス投資事業組合は、投資先企業に対し、オリックスグループが持つ専門性や事業プラットフォームの提供等を通じて企業価値向上の実現のため、機動的な支援を行うことを投資理念としているとのことです。

公開買付者は、当社の保有する試作成形に係る技術力及び自動車メーカー各社との強固な取引関係を重要な資産と認識し、これらの資産をベースとしつつ、オリックスグループが持つ国内外の主要な自動車メーカー及び民生機器メーカー各社との取引ネットワーク及びこれまでの投資経験・知識を有効に活用することで、当社の更なる成長を実現し企業価値を高めることができるものと考えているとのことです。

オリックスは、支援機構より提供された資料を基に平成26年1月中旬から初期的な検討を行い、第一次入札書を支援機構へ提出したとのことです。更にオリックスは、当社への投資可能性をより厳密に検証するため、支援機構及び当社から提出された当社の事業・財務・法務等に関する資料の精査、当社の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスを行い、当社の株式の取得について分析、検討を進めてきたとのことです。オリックスは、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、応募予定普通株式の価値の算定を進め、支援機構に対し、平成26年5月中旬に、応募予定普通株式の譲受を希望する旨等を表明する最終提案書を提出したとのことです。

その結果、オリックスは、平成26年5月下旬、優先交渉権者として選定され、これを受けて公開買付者は、支援機構との間で取引スキームの詳細や買付価格をはじめとする本公開買付けの諸条件の検討、協議を重ねてきたとのことです。

本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）については、公開買付者は、オリックスが本プロセスにおいて提示した価格を基に、経済情勢、業界の動向等を踏まえつつ、支援機構との間で協議・交渉を行い、その結果、平成26年5月下旬に最終的に、当社普通株式1株当たり55円とすることで合意したとのことです。なお、公開買付者は、支援機構との協議・交渉により本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得していないとのことです。

本優先株式の買付価格については、実質的に本公開買付価格と同価格になるよう、本優先株式に付されている本優先株式と引換えに当社普通株式の交付を請求できる取得請求権が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって取得される当社普通株式4株を、B種及びC種優先株式1株を

転換することによって取得される当社普通株式3株を、それぞれ本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるように定めたとのことでです。

公開買付者は、本応募契約のその他の諸条件についても合意に至ったことから、平成26年6月23日に、本公開買付けを実施することを決定し、オリックスとともに、支援機構との間で、同日、本応募契約を締結したとのことです。

本公開買付け後の当社の企業価値向上施策として、当社は事業再構築のプロセスを経て、再成長への局面へと入っており、公開買付者は、オリックスグループの営業面・資金面・人的リソース面での支援に加えて、アライアンス・M&Aの実施といった支援を行い、水平及び垂直的な成長を目指すことを考えているとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けの決済完了を条件として、平成26年9月下旬を目処に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に要請し、当社はかかる要請に応じて本臨時株主総会を開催することを予定しており、本公開買付けの決済の開始日を本臨時株主総会の基準日とすることを予定しています。本公開買付け届出書によれば、本臨時株主総会において、新たに公開買付者が指名する取締役4名を選任し当社の取締役の過半数を公開買付者が指名する者とするともに、公開買付者が指名する監査役2名を選任する予定とのことです。また、公開買付者は、本公開買付け後も当社普通株式の上場を維持することを企図しており、本公開買付けは、当社普通株式の上場廃止を企図するものではないとのことです。詳しくは、下記「(c) 当社における意思決定に至る過程」をご参照ください。

なお、本公開買付け価格55円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成26年6月20日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値205円に対して73.17%（小数点以下第三位を四捨五入。以下ディスカウント率の計算において同様とします。）、「平成26年6月20日から遡る1ヶ月間の終値の単純平均値182円（小数点以下を四捨五入。以下一定期間の終値の単純平均値において同様とします。）」に対して69.78%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値217円に対して74.65%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値252円に対して78.17%のディスカウントをした価格となっております。また、本書提出日の前営業日である平成26年6月23日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値285円に対して80.70%のディスカウントをした価格となっております。

また、A種優先株式の買付価格については、実質的に本公開買付け価格と同価格になるよう、当該A種優先株式に付されているA種優先株式普通株式対価取得請求権が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって取得される当社普通株式4株を本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるように220円と定めているとのことです。

そして、B種及びC種優先株式の買付価格については、実質的に本公開買付け価格と同価格になるよう、当該B種優先株式に付されているB種優先株式普通株式対価取得請求権及び当該C種優先株式に付されているC種優先株式普通株式対価取得請求権がそれぞれ行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、B種及びC種優先株式1株を転換することによって取得される当社普通株式3株を本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるようにそれぞれ165円と定めているとのことです。

なお、A種優先株式を保有する株主（以下「A種優先株主」といいます。）は、平成23年8月26日以降平成34年8月25日までの間いつでも、当社に対して、その保有するA種優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得する金銭対価取得請求権を行使することができ、当社は、A種優先株主が金銭対価取得請求権を行使したA種優先株式を取得すると引換えに、当該金銭対価取得請求権の行使が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」といいます。）に、法令及び定款上可能な範囲で、金銭を当該A種優先株主に対して交付するものとされています。金銭対価取得請求権が行使された場合におけるA種優先株式1株当たりの取得対価は、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（60円）に、金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日から金銭対価取得請求日までの日数にA種優先株式1株当たりのA種優先配当金を乗じた金額を365で除して得られる額を加えた金額（本公開買付けの決済の開始日を金銭対価取得請求日と仮定した場合の金額は60円20銭）とされています。本公開買付けにおけるA種優先株式の買付価格220円は、かかる取得対価を上回ることになりま

す。

なお、支援機構は、本応募契約において、本公開買付け終了後遅滞なく、本公開買付けが成立したことを前提条件として、非応募A種優先株式の全てについて、適用のある法令及び定款の規定に従い、金銭対価取得請求権を行使し、当社に取得させるために必要な措置をとることに合意しているとのことです。

## (c) 当社における意思決定に至る過程

当社は、本公開買付けにおいて、当社の親会社でありA種及びC種優先株式を保有する支援機構と、当社普通株式を保有する株主その他の少数株主との間では利益が相反するおそれがあり、また、支援機構と当社普通株式を保有する株主その他の少数株主の間ではその保有する情報の量に格差があることから、本公開買付けに関する利益相反を解消し、本公開買付けの公正性及び透明性を担保するため、以下の過程を経ております。

当社は、平成26年5月10日、支援機構の役職員から、売却先未定のまま、本公開買付けによる支援機構が保有する当社株式の売却の意向につき説明を受けました。

当社は、かかる説明を受け、平成26年5月21日開催の当社取締役会により、独立委員会を設置し、同委員会に対し、本公開買付けについて当社取締役会が賛成すべきか否かを検討し、当社取締役会に勧告を行うこと、及び、本公開買付けについて当社取締役会が賛同することが、少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、当社取締役会に意見を述べることについて諮問しました。独立委員会の委員については、当社の社外監査役である山田庸男氏及び中西敏彰氏が選任されるとともに、外部有識者である安原徹氏（公認会計士）が委員として選任され、独立委員会が成立しました。その後、第1回独立委員会の審議の最中に、支援機構が買主としてオリックスを選定する可能性が高いことが報告されたところ、中西委員はオリックスグループに対し日常的に法的助言を行っているため、本公開買付けにおける当社の意思決定の公正性及び透明性を確保するという本委員会の趣旨に照らし、委員を交代することが適切であるとされ、委員全員一致により、中西委員の交代が承認されました。そして、平成26年5月27日付の当社取締役会決議により、中西委員に代わる委員として、外部有識者である益田哲生氏（弁護士）が選任されました。

独立委員会は、平成26年5月21日から同年6月19日までに合計7回開催され、本公開買付けが当社の企業価値を向上させるものか否か、及び、株主にとって公正な手続を通じて行われ、株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮されているかという観点から、当社経営陣及びオリックスに対するヒアリングを実施するとともに、オリックス及び支援機構に対する書面での質疑応答なども実施し、その他の関連資料につき調査・検討等を行いました。

また、独立委員会は、これらの調査・検討等をするに際し、当社の財務アドバイザーとして選任された野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）から、主に財務的見地からの助言を受けるとともに、当社の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付け及び独立委員会の運営全般につき法的助言を受けました。

そして、独立委員会は、平成26年6月23日開催の当社取締役会において、委員全員一致の意見により、当社取締役会に対し、公開買付者による本公開買付けについて、下記記載の当社取締役会による判断と同様の理由により、当社取締役会が賛成する意見を表明することは相当であるが、当社取締役会において、当社普通株式及び本優先株式に関する本公開買付けの買付等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様の判断に委ねるとの意見を表明することが相当である旨、並びに、（ ）株主への情報開示に不合理な点が見当たらないこと、（ ）当社の普通株主は本公開買付けの成立後もその保有する当社普通株式を市場において自由に売却できるようにすることが予定されているため、本公開買付けは当社の株主に対し特に強圧性を有しているわけではないこと、及び（ ）下記「(6) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられていること等に鑑みて、公開買付者による本公開買付けについて当社取締役会が賛同することは、当社の少数株主にとって不利益なものでない旨の答申を行い、その詳細を記載した答申書を平成26年6月23日付で提出しました。

当社取締役会は、平成26年6月23日、独立委員会の答申を受け、本公開買付けに関する審議を行い、本公開買付けによって、オリックスグループが当社の株主となることにより、顧客基盤の強化、グローバル連携の強化、人材の強化、M & Aに関する人材及びノウハウの強化、ファイナンスに関するノウハウの強化が見込まれる等の事業上のメリットが期待できること、また、支援機構が株主でなくなることにより、対外的に当社が事業再生段階を脱却し、成長段階に移行したことを印象づけることができ、当社の対外的な信用力やレピュテーションが向上することが見込まれること等の理由から、当社の企業価値が向上すると考えられ、他方、本公開買付けの実施が当社の企業価値に不利益を及ぼす可能性及びその程度は、限定的なものに留まるものと考えられることから、本公開買付けは当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資する可能性が存すると判断するに至り、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議をいたしました。ただし、本公開買付価格については、そもそも公開買付者が支援機構との間で協議・交渉の結果決定したものであること、本公開買付価格が近時の当社普通株式の市場価格より相当程度ディスカウントした価格であること等から本公開買付価格が当社普通株式の公正な価格であるかという点については疑義が残ること、下記「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、当社の株式価値を算定することが困難な事情があり、第三者算定機関の株式価値算定結果を受領していないこと、下記「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、公開買付者は本公開買付けの実施後も当社普通株式の上場を維持することを企図しているとのことであり、株主の皆様が本公開買付け後も当社株式を保有するという選択をすることにも合理性が認められること、一方で、支援機構によれば、支援機構において、入札手続による売却先選定プロセスを行い、かつ、多数の候補者を対象とした本プロセスにおいて得られた最良の価格が本公開買付価格であったとのことであること等を総合的に勘案し、本公開買付けの買

付等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねる旨を、併せて決議いたしました。

#### (d) 本公開買付け後の経営方針

本公開買付け届出書によれば、公開買付者は、本公開買付け後、当社の大株主として、当社とのコミュニケーションを図るとともに、支援機構と当社が検討・推進してきた事業運営方針及び諸施策（具体的には、当社グループ間の連携によるノウハウ・顧客の共有化、低コスト国の拠点を活用した固定費の削減等原価低減を通じた価格競争力優位性を背景とした一層の海外展開、海外子会社を中心としたグループ企業の収益管理体制の一層の強化による採算性改善等）を継続しつつ、オリックスグループが有する経営資源を最大限に有効活用することにより、当社グループの収益力強化と更なる成長が期待出来るものと考えているとのことです。

オリックスグループが有する経営資源の活用例としては、以下を想定しているとのことです。

自動車リース国内最大手のオリックス自動車株式会社は、法人向けに自動車リース等のファイナンス事業のほか、メンテナンス等の車両管理業務全般のアウトソーシング受託サービスを行っています。また、個人向けにはレンタカー、マイカーリース事業等を展開しております。オリックス自動車株式会社では、これらの事業に関連して日系自動車メーカー車を中心に年間数万台の新規車両を購入しており、各自動車メーカーと親密な関係を築いています。また、海外においても、アジアを中心に設備・自動車等のリース事業を手がけており、各国の自動車メーカーをはじめ、さまざまな企業との取引ネットワークを有しております。これらのオリックスグループのリソースを活用することで、当事業の更なる成長支援が可能であると考えており、これらの支援を通じ、当社の成長を支援し当社との事業シナジーを發揮することができると考えているとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けの決済完了を条件として、平成26年9月下旬を目処に本臨時株主総会の開催を当社に要請し、本臨時株主総会において、新たに公開買付者が指名する取締役4名を選任し当社の取締役の過半数を公開買付者が指名する者とするとともに、公開買付者が指名する監査役2名を選任する予定とのことです（注）。なお、公開買付者は、上記の役員の変更を除き、現時点では、当社の商号の変更等の当社の事業運営上の重要な変更は予定していないとのことです。

（注） 当社の平成26年6月25日開催予定の定時株主総会においては、7名の取締役が選任されることが予定されていますが、そのうち、支援機構の役員又は従業員としての地位を有している中桐悟氏、中西雅也氏、高橋和重氏、及び櫻田浩一氏の4名については、本臨時株主総会の終結の時をもって取締役を辞任する予定です。また、当社の監査役のうち支援機構の従業員の地位を有している中島宏記氏、及び平成25年6月30日まで支援機構の従業員の地位を有していた細川敬章氏については、本臨時株主総会の終結の時をもって監査役を辞任する予定です。

また、本公開買付けは、応募予定普通株式を取得することを目的としており、上記「(b) 公開買付者における意思決定に至る過程」に記載のとおり、本公開買付け価格は近時の市場価格よりディスカウントした価格に設定されていることから、公開買付者は、本公開買付けに応募予定普通株式以外に多数の応募があることを想定しておらず、本公開買付けの実施後も当社普通株式の上場を維持することを企図しているとのことです。万一、本公開買付けの結果により当社普通株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、当社と上場廃止を回避するための方策について協議し、合意された方策を実行する予定とのことです。詳しくは下記「(4) 上場廃止となる見込みの有無について」をご参照ください。

#### (3) 算定に関する事項

本公開買付け価格については、そもそも公開買付者が支援機構との間で協議・交渉の結果決定したものであり、かつ、近時の当社普通株式の市場価格より相当程度ディスカウントした価格であることに加え、算定に際して、本優先株式に付された普通株式を対価とする取得請求権についてどのような仮定を置くべきか一義的に定まらないこと、及び本優先株式の理論的な株式価値を算定する際に参照すべき当社普通株式の市場価格が、本優先株式が普通株式に転換する可能性や、かかる転換が生じた場合における希薄化の影響をどの程度織り込んでいるのか明らかではないこと等の理由により、当社普通株式及び本優先株式それぞれの1株当たり株式価値の算定を行うことが困難な事情があったため、当社は、第三者算定機関による株式価値算定書を取得しておりません。

#### (4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本公開買付け届出書によれば、本書提出日現在、当社普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは、応募予定普通株式を取得することを目的としており、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」本公開買付けの実施を決定するに至った背景等、本公開買付けに係る意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針（b）公開買付者における意思決定に至る過程」に記載のとおり、本公開買付け価格は近時の市場価格よりディスカウントした価格に設定されていることから、公開買付者は、本公開買付けに応募予定普通株式以外に多数の応募があることを想定しておらず、本公開買付けの実施後も当社普通株式の上場を維持することを企図しているとのことです。ただし、本公開買付けを実施する場合には、公開買付者は、取得後の株券等所有割合が3分の2を超えることから、法令の規定に従い、買付予定数の上限を設けることができず、応募予定普通株式以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があります。このため、本公開買付けの結果次第では、当社普

通株式は上場廃止基準のうち、株主数が事業年度の末日において400人未満となった場合において、1年以内に400人以上とならないとき、流通株式数（上場株式数から、役員（取締役、会計参与、監査役、執行役）の持株数、発行済株式数の10%以上を所有する株主の持株数（明らかに固定的所有ではないと認められる株式を除く。）及び自己株式数を控除した株式数）が事業年度の末日において、2,000単位未満である場合において、1年以内に2,000単位以上とならないとき、流通株式時価総額（事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額）が事業年度の末日において、5億円未満となった場合において、1年以内に5億円以上とならないとき等の上場廃止基準に該当する可能性があり、その場合には、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。当社普通株式が上場廃止となった場合には、当社普通株式は東京証券取引所において取引することができなくなります。

本公開買付けの結果、万一、当社普通株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、上場廃止までの猶予期間として定められている1年以内に、公開買付者は当社との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、当社普通株式の上場が引き続き維持されるよう、合意された方策を実行するとのことです。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

#### (5) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。本公開買付け届出書によれば、公開買付者は、応募予定普通株式（270,555,839株、議決権割合：81.03%）を取得することを主たる目的として本公開買付けを実施するものであり、当社普通株式の上場廃止を意図したのではないことから、現時点において、本公開買付けが成立した場合に、当社の株式を更に取得することは予定していないとのことです。

#### (6) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、当社の支配株主（親会社）である支援機構が公開買付者及びオリックスと本応募契約を締結しており、本応募契約の内容が、必ずしも当社の少数株主と利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの手続の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置など本公開買付けの公正性を担保するため、以下の措置を採っております。

##### 当社における独立委員会の設置

当社は、本公開買付けに係る利益相反を解消し、当社の意思決定過程の公正性及び透明性を担保することを目的として、平成26年5月21日、支援機構から独立性を有し、また当社の社外監査役である山田庸男氏及び中西敏彰氏、並びに外部の有識者である安原徹氏（公認会計士）の3名から構成される独立委員会を設置し、当社取締役会が行うべきと考えられる本公開買付けに係る意見表明の方針について、本公開買付けについて当社取締役会が賛成するべきか否かを検討し、当社取締役会に勧告を行うこと、及び、本公開買付けについて当社取締役会が賛同することが、少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、当社取締役会に意見を述べることに付いて諮問することを決議いたしました。その後、オリックスグループが本公開買付けの主体となる可能性が高いことが判明し、独立委員会は公開買付者及びオリックスグループからも独立性を有する必要が生じたため、オリックスグループに対して日常的に法的助言を行っている中西敏彰氏は委員を辞任することとなり、平成26年5月27日付の当社取締役会決議に基づき、中西敏彰氏に代えて、外部の有識者である益田哲生氏（弁護士）を委員に選任いたしました。

独立委員会は、平成26年5月21日から平成26年6月19日まで合計で7回開催され、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由 本公開買付けの実施を決定するに至った背景等、本公開買付けに係る意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針 (c) 当社における意思決定に至る過程」に記載のとおり、野村證券及び森・濱田松本法律事務所の助言を得ながら、上記諮問事項について検討を行いました。独立委員会は、かかる検討を前提として、平成26年6月23日に、当社取締役会に対して、公開買付者による本公開買付けについて、当社取締役会が賛成する意見を表明することは相当であるが、当社取締役会において、当社普通株式及び本優先株式に関する本公開買付けの買付等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様の判断に委ねるとの意見を表明することが相当であるとする内容の答申書を提出しております。

#### 当社から独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社、支援機構及び公開買付者から独立した法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定し、本公開買付け及びその後の一連の対する当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点等に関する法的助言を受けております。

#### 当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社取締役会は、独立委員会から提出された答申書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言及びその他の関連資料を踏まえ、公開買付者による本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由 本公開買付けの実施を決定するに至った背景等、本公開買付けに係る意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針 (c) 当社における意思決定に至る過程」に記載のとおり、平成26年6月23日開催の当社取締役会において、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち櫻田浩一氏は支援機構の常務取締役としての地位を有しているため、利益相反の可能性を排除する観点から、上記の取締役会における審議及び決議には参加しておりません。また、当社の取締役のうち、支援機構の従業員としての地位を有している中桐悟氏、中西雅也氏及び高橋和重氏は定足数を満たすため上記の取締役会に出席した上で、利益相反の可能性を排除する観点から、当社においては、まず、( )上記の櫻田浩一氏のほか中桐悟氏、中西雅也氏及び高橋和重氏を除く取締役3名により審議及び決議を行った上で、( )櫻田浩一氏を除く6名の取締役によりさらに審議及び決議を行うという2段階の経路を経ております。

また、当社の監査役のうち、中島宏記氏は支援機構の従業員としての地位を有するため、また、細川敬章氏は平成25年6月30日まで支援機構の従業員としての地位を有していたため、さらに、中西敏彰氏については上記「 当社における独立委員会の設置」に記載のとおり、オリックスグループに対して日常的に法的助言を行っているため、上記( )の取締役会での審議に参加しておりません。さらに、細川敬章氏、中島宏記氏及び中西敏彰氏を除く上記( )の取締役会の審議に参加した全ての監査役(2名)及び( )の取締役会の審議に参加した全ての監査役(5名)は、当社取締役会が本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねる旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。

#### (7) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付け届出書によれば、上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由 (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由 本公開買付けの実施を決定するに至った背景等、本公開買付けに係る意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」に記載した背景を踏まえ、オリックスは、平成26年1月頃より当社の支配株主である支援機構側との間で、当社の株式の取得について協議を重ねてきたとのことです。これを受けて、公開買付者は、支援機構との間で、協議・交渉を行い、本公開買付け価格を含む本公開買付けに関する諸条件の合意に至ったことから、オリックスとともに、支援機構との間で、平成26年6月23日付で本応募契約を締結し、支援機構がその保有する応募予定A種優先株式50,000,000株に係るA種優先株式普通株式対価取得請求権及びC種優先株式23,518,613株に係るC種優先株式普通株式対価取得請求権を行使し、A種優先株式転換後応募予定普通株式(200,000,000株)及びC種優先株式転換後応募予定普通株式(70,555,839株)を取得すること、応募予定普通株式(270,555,839株)を本公開買付けに応募すること及び非応募A種優先株式(100,000,000株)については本公開買付けに応募しないものとし、本公開買付け終了後遅滞なく、本公開買付けが成立したことを前提条件として、支援機構が当社に対して金銭対価取得請求権を行使し、全ての非応募A種優先株式を当社に取得させることを合意したとのことです。なお、支援機構によれば、非応募A種優先株式(100,000,000株)について本公開買付けに応募しないものとし、金銭対価取得請求権により全ての非応募A種優先株式を当社に取得させることとしたのは、A種優先株式普通株式対価取得請求権を行使した場合の当社普通株式の希薄化を一定程度考慮したためとのことです。

なお、本応募契約においては、支援機構の応募の前提条件として、本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、本応募契約締結日及び本公開買付けに対する応募の日において、公開買付者の表明及び保証の違反が存在しないこと(注1)、公開買付者が本応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務について重大な違反が存在しないこと(注2)、公開買付け期間の開始日において、当社取締役会により、本公開買付けに対する適法な出席取締役全員一致の賛同意見表明決議(本公開買付けに賛同する意見であれば足り、株主による応募を推奨する意見であることは要しない。)がなされ、これが公表されており、かつ、かかる表明が撤回されていないこと、公開買付け期間の開始日までに取得又は履践されている必要がある、本応募契約の締結及びその義務の履行並びに本応募契約により企図されている取引の実行のために、公開買付者において必要な官公庁その他第三者の許可、認可、承認若しくは同意又は第三者への届出若しくは通知等が(もしあれば)全て取得又は履践されていることが定められているとのことです。なお、支援機構が、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、自らの判断で本公開買付けに応募することは制限されていないとのことです。

- (注1) 公開買付者及びオリックスは、本応募契約において、本応募契約締結日、公開買付期間の開始日及び本公開買付けに係る決済の開始日において、以下の項目について表明及び保証しているとのことです。
- (a) 公開買付者及びオリックスは、日本法に準拠して適法且つ有効に設立され、有効に存続する株式会社であり、その遂行している事業を営むために必要な一切の権限及び権能を有すること。
  - (b) 公開買付者及びオリックスは、本応募契約を締結し履行するために必要な法律上の完全な権利能力を有し、本公開買付けは、公開買付者の会社の目的の範囲内の行為であり、公開買付者はこれらについて公開買付者に適用のある法令若しくは金融商品取引所の規則（以下「法令等」といいます。）又は定款その他の社内規則（以下「定款等」といいます。）において、当該時点までに必要とされる全ての手続を完了していること。
  - (c) 公開買付者及びオリックスによる本応募契約の締結及び公開買付者による本公開買付けの実施は、（ ）公開買付者又はオリックスに適用のある法令等に反することなく、（ ）公開買付者又はオリックスの定款等に反することはなく、また、（ ）公開買付者若しくはオリックスを当事者とする、又は公開買付者、オリックス若しくはそれらの財産を拘束する第三者との契約に反するものではないこと。
  - (d) 本応募契約は、公開買付者及びオリックスに対して適法且つ有効な法的拘束力を有し、その各条項に従い強制履行可能なものであること。
  - (e) 公開買付者及びオリックスによる本応募契約の締結及びその義務の履行並びに本応募契約により企図されている取引の実行のために公開買付者又はオリックスにおいて必要な官公庁その他第三者の許可、認可、承認若しくは同意又は第三者への届出若しくは通知等のうち、本応募契約締結日、公開買付期間の開始日又は本公開買付けに係る決済の開始日のそれぞれの時点までに取得される必要があるものは全て取得又は履践されていること。
  - (f) 公開買付者は、本公開買付けの決済のために必要となる資金を有しているか、又は当該資金を賄うのに十分な資金調達の手続を完了しており、支援機構が要求した場合には、その旨を合理的に証する資料を支援機構に提出していること。
  - (g) 公開買付者、オリックス又はそれらの役職員は、反社会的勢力又はこれに準ずる者（以下「反社会的勢力等」といいます。）ではなく、反社会的勢力等に資金提供又はこれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力等の維持、運営に協力又は関与しておらず、反社会的勢力等と交流を持っていないこと。
- (注2) 公開買付者は、本応募契約において、公開買付期間終了までの義務として、守秘義務及び権利義務の譲渡禁止等の義務を負っているとのことです。

なお、本公開買付け終了日までの間に、公開買付者以外の第三者による当社の株式の全部又は一部に対する公開買付けが開始された場合その他当社の株式の買付けに係る法的拘束力のある申出等がなされた場合（以下「対抗買付け」といいます。）で、対抗買付けに係る株式の買付価格が本公開買付価格を上回る場合、公開買付者及び支援機構は対応について誠実に協議することとされており、支援機構は、応募予定普通株式の全部又は一部につき、本公開買付けに応募せず、又は応募により成立した本応募契約を解除することができる場合があるとのことです。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
鈴木 康夫	代表取締役社長	-	-	-
中桐 悟	取締役副社長	-	100	1
辻野 浩司	取締役	海外事業本部長	2,000	20
中西 雅也	取締役	特命担当	-	-
高橋 和重	取締役	管理本部長 (財務・経理担当)	-	-
吉田 正明	取締役	管理本部副本部長 (総務・人事担当)	200	2
櫻田 浩一	取締役	-	-	-
齊藤 學	常勤監査役	-	14,759	147
細川 敬章	常勤監査役	-	-	-
中島 宏記	常勤監査役	-	-	-
山田 庸男	監査役	-	-	-
中西 敏彰	監査役	-	-	-

(注1) 所有株式数及び議決権数は本書提出日現在のものです。

(注2) 取締役櫻田浩一は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注3) 監査役齊藤學、細川敬章、中島宏記、山田庸男及び中西敏彰は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以 上